



知基第321号
令和3年12月17日

在沖米国総領事

マシュー・ドルボ 殿

沖縄県知事 玉城 デニー



那覇港湾施設におけるオスプレイ等の飛来について（抗議）

令和3年11月19日昼頃、普天間飛行場所属第一海兵航空団のMV-22オスプレイ3機が、また翌20日にもCH-53ヘリコプターが那覇港湾施設に飛来し、メンテナンスのために米国へ搬送されました。さらに30日には、同施設に陸揚げされていた3機のオスプレイが離陸しております。

MV-22オスプレイについては、平成28年の名護市安部沿岸での墜落事故や本年8月の部品落下事故、CH-53ヘリコプターについては、令和元年8月の東海岸沖での窓落下事故や本年7月の渡名喜島沖での軍事用コンテナ落下事故等、県民の生命・財産に関わる重大な事故が発生しております。

そのような中、事前の連絡もなく突然、市街地に位置し、多くの民間機が離着陸する那覇空港に近接する那覇港湾施設において、MV-22オスプレイ等が離着陸したことは、周辺住民をはじめ、沖縄県民に大きな不安を与えるものであり、極めて遺憾であります。

日本政府は、同施設にMV-22オスプレイ等が飛來したことについて、いわゆる「5.15メモ」においては、米軍の活動が主目的としての形態に反するものでない限り、航空機の着陸を排除しておらず、また、「MV-22の普天間飛行場配備及び日本での運用に関する環境レビュー最終版」においては、オスプレイが那覇港湾施設を使用することを制限したものではないとの認識を示しております。

しかしながら、沖縄県としては、これまでになかったこのような運用がなされ、常態化することは、基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている沖縄県民に対し更なる基地負担を強いるものであり、決して容認できるものではありません。

また、沖縄県や那覇市が日本政府に対し抗議を行ったにもかかわらず、米軍は先月30日にも再度事前の連絡もなく同施設からMV-22オスプレイを離陸させており、こうした行為は、基地負担の軽減を求める沖縄県民の思いを蔑ろにするものであり、到底看過できません。

さらに、日本政府においては、同施設における航空機の運用を事前に把握しておらず、このことは危機管理の甘さを示すものと言わざるを得ません。

沖縄県としては、今回の事態に厳重に抗議し、次のことについて強く要請します。

記

- 1 5.15メモを厳格に運用し、今後、同施設において航空機の離着陸を一切行わないよう米軍に働きかけること。
- 2 地域住民に与える影響が大きい運用については、基地の提供責任者である日本政府に対し、速やかに情報を提供するよう米軍に働きかけること。
- 3 オスプレイの配備を撤回すること。